

林業公社だより

平成20年9月1日

第1号



発刊にあたって

日頃から、市町村をはじめとする林業公社社員、分収林契約者の皆様におかれましては、林業公社事業の推進にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

長野県林業公社は、森林の所有者による人工林の造成が遅れている地域において、昭和41年から、皆様方と長い期間に亘って信頼関係を築きながら、分収方式による18000ha余の森林の整備を通じて、健全な森林の造成と山村の振興に重要な役割を果たしてきました。

このような林業公社ではありますが、平成16年の長野県出資等外郭団体「改革基本方針」において、多額の借入金があること等から「廃止」とされました。しかし、平成19年度において、適切な森林管理を通じて森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業を振興していく林業公社の役割が評価され、「経営改善の推進」を図ることで「存続」が決定されましたが、経営は長期の借入金に頼らざるを得ず、大変厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、「(社)長野県林業公社経営改善集中実施プラン」を策定し、先の総会でご承認いただいたところです。

このプランの着実な実施による「経営改善の推進」は林業公社の最も重要な課題であり、健全な経営を目指して、社会情勢の変化に対応しながら粘り強く取り組んでまいります。皆様方には、公社の置かれている現状や果たしている役割及びプランについて十分な説明をしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

このたび、林業公社の事業内容、経営状況、分収林の現況等について、皆様方にお知らせしていくとともに、地球温暖化対策など、関心が高まっている森林についての情報を提供していくことが必要と考え、「林業公社だより」を発刊することとしました。

今後の公社事業へのご理解、ご協力をお願いし、発刊にあたっての挨拶とさせていただきます。

(社)長野県林業公社 理事長 村井 仁



林業公社の現状

1 設立

昭和41年長野県造林公社として発足、昭和57年長野県林業公社に名称変更

2 設立の趣旨

民営造林が停滞しているなかで、森林資源造成のため人工造林地の急速な拡大を図ることが国の急務でありました。その施策のひとつとして、分収造林方式による造林の担い手として設立されました。

3 事業の目的

長野県内の造林、育林等による森林及び林業に係わる事業を実施して森林資源の造成、国土の保全、水源のかん養、林野の



発行(社)長野県林業公社
〒380-8567
長野市岡田町30番地16
(林業センタービル2F)
TEL 026-228-7211
FAX 026-228-1200
E-mail
kousya@nagarin.or.jp
ホームページ
<http://www.nagarin.or.jp>



高度利用を図って、農山村地域の経済の振興を通じて地域住民の生活の向上に寄与することを目的としています。

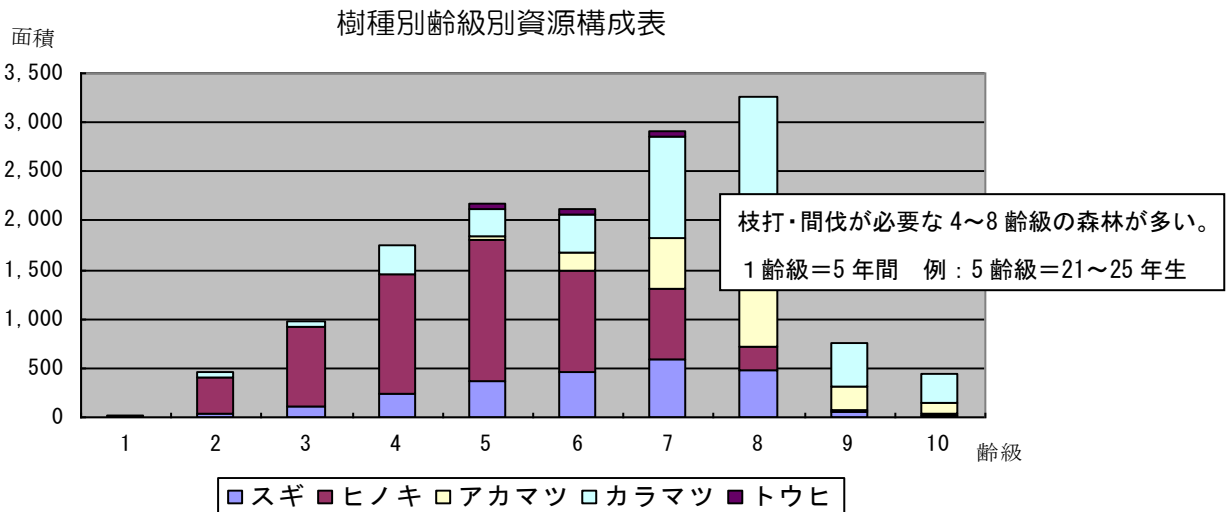
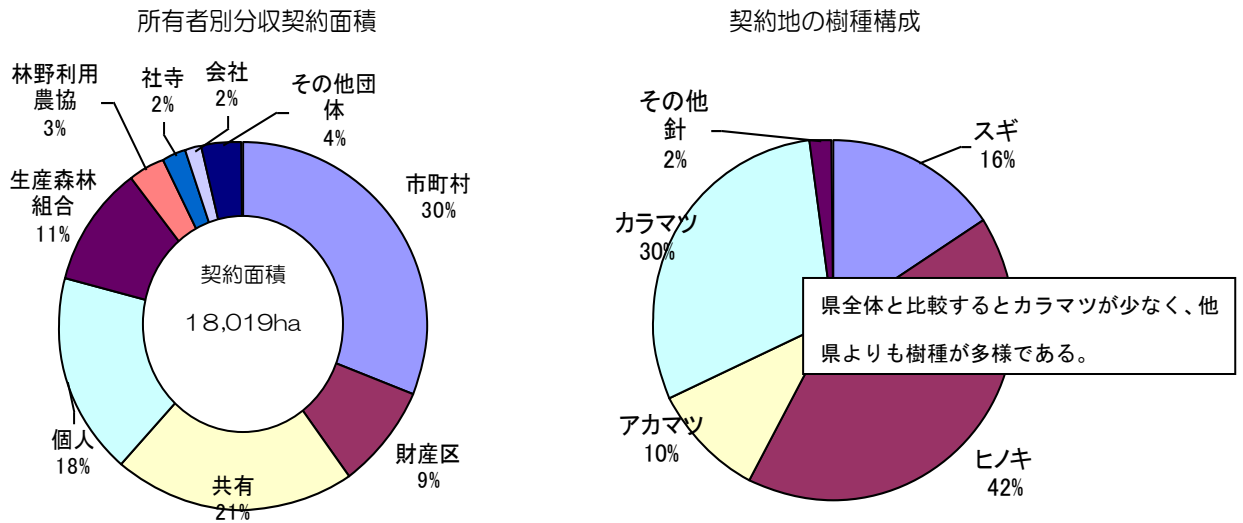
4 組織

- 社員 65名（県と分収林が所在する市町村等）
- 役員 理事13名（県・市町村等） 監事3名（社員・外部）
- 社員総会（通常年1回）
- 理事会（随時）

5 事業実施体制

- 理事長（1） — 副理事長（1） — 事務局長（1） — 総務課（3）
- 森林整備課（7）
- 森林管理課（2）

6 事業概況



○分収造林事業

林業公社の主たる事業で、公社が森林所有者の土地に植林し、手入れや管理を行い、伐採した時の収益を所有者と分配するものです。平成14年度以降は新規には契約していません。現在15,980haの契約地があります。

契約団地数	契約者数
1,080団地	3,395人

○分収育林事業

森林所有者が植栽した森林を林業公社が途中から森林所有者に代わって手入れや管理を行い、伐採した時の収益を分配し合うものです。これも平成15年度以降は新規には契約していません。現在 2,039ha の契約地があります。

契約団地数	契約者数
144団地	357人

○平成19年度事業実績及び20年度事業予定

契約地においては森林の手入れを適期に行っています。

事業内容(ha)	19年度	20年度
復旧造林	1	1
補植	0	0
下刈	21	10
除伐	411	233
除間伐	311	385
間伐	166	174
収入間伐	26	50
雪起し	0	0
巻枯し	5	0
つる切	39	118
くず枯殺	0	0
枝打	285	317
獣害防除	801	589
シカ防護柵(m)	100	850
森林整備地域活動支援事業		
作業路等維持管理(m)	54,748	5,000
歩道等維持管理(m)	7,150	600
事業費(千円)	417,461	409,244



県内生息数：1900~3700頭



約62000頭

ツキノワグマやニホンジカによる皮剥ぎの被害が増大しており、経済的で効果的な対策が求められています。

森林の適正な管理を行っている森林所有者等に5000円(ha・年)が市町村から交付されるものです。

農林漁業金融公庫、県からの借入金、国・県の補助金で賄っています。借入金の状況(平成19年度末)

農林漁業金融公庫	長野県(元本)	長野県(利息)	計
97億円	133億円	67億円	297億円

県の貸付条件緩和支援

- 平成9年まで：5%複利、35年据置元利一括返済
- 平成10年から：新規貸付金無利息、50年据置元利一括返済
- 平成13年から：平成9年までの貸付金以降発生分無利息化

その他、県の支援

- 公庫借入金返済利息の補助
- 職員の派遣(4名：人件費県負担)



平成20年度 通常総会 (平成20年5月27日)

総会において下記の議案が承認されました。有難うございました。

- 平成19年度業務報告及び収支計算書並びに財務諸表
- 平成20年度事業計画及び収支予算書
- 平成20年度借入金の最高限度額及び借入先
- 長野県林業公社経営改善集中実施プラン(4P)
- 役員を選任(6P)

「長野県林業公社経営改善集中実施プラン」の実施は、林業公社の経営改善を行っていくうえで、不可欠な課題です。皆様の理解が得られるよう、取り組みをまいります。



(社) 長野県林業公社経営改善集中実施プランの概要

多額の借入金がある公社の存続のためには「経営改善の推進」が強く求められています。このプランを実施しても現在の長期収支予測では契約がすべて終了する平成 88 年において約 27 億円の債務が残ります(5P 長期収支予測参照)。これからはこのプランに沿って、さらなる経営改善の努力をしてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

プランのポイント

◎20 年度から 3 年間で市町村(対象 37 市町村)との分収率、公社持分(55、60、70)を 70 への見直し。その後、市町村以外の契約者との見直し。

◎長伐期契約(現在、50 年、60 年を 80 年に)への見直し: 5 年間 249 団地(459 団地は変更済み)について見直し。

これらを実現するためには市町村をはじめ個々の土地所有者との現在取り交わしている契約の変更が必要となります。土地所有者の皆様にご契約内容(長伐期化=契約期間の延長、分収割合)の変更をお願いすることは、公社の経営改善を行ううえで不可欠な課題です。公社が置かれている現状や果たしている役割などを十分にご説明して、ご理解をいただける取組みをして参ります。

1 策定の趣旨

平成 16 年 6 月に県が策定した長野県出資等外郭団体「改革基本方針」において
「財務条件等を満たした時点において林業公社は廃止」とされた。

検証

平成 19 年度「改革基本方針」(改訂版)「経営改善の推進を図り、存続」して
「収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し、経営改善を図る。」こととされた。
公社自ら経営改善等に関するプランを策定する。

平成 19 年度 (社) 長野県林業公社経営検討委員会(座長 信州大学 植木達人)
「(社)長野県林業公社経営改善集中実施プラン(平成 20 年度~24 年度)」を策定した。

毎年度、自ら取組の進捗管理、評価を実施、5 年毎の見直しをしていきます。

2 これまでの経営改善への取組み

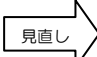
長野県林業公社経営改善計画(H16 年度)に基づく取組み: 借入れ利息の軽減策、収入間伐等

3 これからの経営改善への取組み

(1) 収入間伐の推進による収入の確保

(2) 分収率の見直しの推進

- ・分収造林契約の分収率見直しを 37 市町村について 3 年以内実施。その後、他の土地所有者との見直しを実施(社会情勢等が著しく変化した場合は協議することを変更契約の附帯事項とする。)

公社: 土地所有者 = $55:45$ $60:40$ $70:30$  $70:30$

(3) 森林の評価と木材生産不適地対策の推進: 病虫害被害地、木材生産不適地についての評価

(4) 新たな業務受託の検討

(5) 情報の公開: ホームページ、公社だより等による公社業務内容の周知

(6) 関係機関への支援依頼: 国、県、市町村、金融機関への支援の依頼

4 健全な森林管理の推進

- (1) 病虫獣害対策の推進：特にツキノワグマ、ニホンジカによる剥皮対策の推進
- (2) 森林の評価による効率的な森林管理の推進：経営上の観点から区分し、区分に応じた効率的な施業
- (3) 長伐期化の推進
- (4) 土地所有者への情報提供と所有権情報の確認等：契約変更、分収分配金受領等権利者の確定
- (5) 保育等の事業計画：計画的な保育事業の実施

5 公社の体制整備：プロパー職員の採用と県職員の派遣による支援

6 長期収支予測 昭和41年度から平成88年度（1966～2076）110年間 ・対象森林面積：13,587 ha

区分		金額(百万)	摘要	
収入	補助金	17,991	森林造成事業補助金	
	交付金他	3,127	自己資金、地域活動支援交付金	
	公庫借入金	11,998	農林漁業金融公庫	
	県借入金	43,807	利息を含まず。	
	木材収入	87,364	間伐、主伐	
	計	164,287		
支出	事業費	71,586	保育・林産事業	
	管理費	7,910		
	公庫償還金	24,107		
	県償還額	51,048	県借入総額（利息含む）	
	分収交付金	12,375		
	計	167,026		
差引債務(収入－支出)		△ 2,739	27億3,900万円の県借入れ未償還金	

主な試算条件

- 1 分収造林契約の分収率をすべて公社：土地所有者＝70:30として算定
- 2 木材価格は「長野県の木材市況」（平成19年長野県林務部）を使用
- 3 補助事業を活用して間伐等に対する補助金を算定
- 4 地域活動支援交付金を算定 他



野生獣害被害対策

梢端まで枯れあがって赤くなっている木が点在するカラマツ、スギ、ヒノキ林を目にしたことはありませんか。クマやニホンジカが樹液を目的に成木の皮を剥ぎ、かじられ、枯死する被害が多く発生しています。公社でも見回りをしています。皆様も目にした場合は、お知らせください。

公社では被害対策として幹に梱包用のテープを巻く方法を主に実施していますが、効果が高く、経済的な方法を模索している段階です。



クマによる皮剥ぎ被害（下伊那）



対策：テープ巻き



ネットシート巻き



お願い（土地所有者の方々に）

「長野県林業公社経営改善集中実施プラン」の実施についてのお願いです。

○市町村の方々に

各市町村への分収率の見直しについて詳しい説明にお伺いします。

○財産区、生産森林組合、林野利用農協、社寺、会社、その他団体等の方々に

分収率については市町村との分収率の見直しが終了した後にお願いしていきます。

○個人、共有の方々に

・長伐期化について

現在、契約の伐期(50年～60年)では木材価格の低迷から収益が見込めない状況にあり、いまままで、市町村、団体等との契約を長伐期(80年)に変更してまいりました。その後、個人、共有の方々にもご理解をいただき長伐期に変更させていただいてきましたが、さらに進めてまいります。契約してから長期間が過ぎているため、相続等で所有権の移動が多く発生していると思われます。相続の登記が済んでいないと、長伐期への変更のみならず、分収時における分収金の支払いにも支障が生じます。所有権の確認には、契約者の方々のご理解とご協力が不可欠です。

・分収率について

当面は長伐期化に伴う所有権の確定を進めていきます。分収率の見直しは市町村、団体等の契約者との分収率の見直しが終了した後に、皆様の理解を得ながら、進めていきます。



長野県林業公社役員名簿（任期 平成20年5月28日～平成23年5月27日）

役 職 名	氏 名	他 の 職 名
理事（理事長）	村 井 仁	長 野 県 知 事
理事（副理事長）	山 口 和 茂	長 野 県 参 事
理 事	轟 敏 喜	長 野 県 林 務 部 長
〃	茂 木 祐 司	御 代 田 町 長
〃	宮 原 毅	青 木 村 長
〃	矢 々 崎 克 彦	辰 野 町 長
〃	中 川 豊	大 鹿 村 長
〃	長 岡 始	大 桑 村 長
〃	太 田 典 男	波 田 町 長
〃	小 林 三 郎	小 谷 村 長
〃	三 木 正 夫	須 坂 市 長
〃	河 野 幹 男	野 沢 温 泉 村 長
〃	大 日 方 英 雄	長 野 県 森 林 組 合 連 合 会 長
監 事	内 村 孝 英	税 理 士
〃	岡 庭 一 雄	阿 智 村 長
〃	田 中 勝 己	木 曾 町 長